

保育所等入所の手引き

★ 令和7年度版 ★

◆2号・3号認定のみなさまへ（お願い）

保育所等は、お仕事がお休みのときなどは、原則として利用できません。

通院など家庭での保育が困難な場合はお休みの日でも保育所等を利用できますので、詳しくは園にお尋ねください。

14 ページも
見てくださいね



新年度申込期間：令和6年11月11日(月)～令和6年12月6日(金)
(令和7年4月～6月入所分)

年度途中申込期間：入所希望月の3か月前～入所希望月の前月の5日までの提出

※先着順ではありませんので、必要書類を揃えて期間内に提出してください。

目次

■1	令和7年度南九州市保育所等の申込について	1P
■2	1号認定の申込について	3P
■3	1号認定の利用料金について	4P
■4	南九州市内の認定こども園一覧	7P
■5	2号・3号認定の申込について	8P
■6	2号・3号認定の利用料金について	11P
■7	入所手続以外に必要な手続について	14P
■8	入所基準の点数	14P
💡 ■9	保育所等の適正利用について	14P
■10	よくある質問	15P
■11	南九州市内の認可保育所等一覧	17P

川辺庁舎 子育て支援係 TEL 0993-56-1111
瀬戸庁舎 福祉係 TEL 0993-36-1111
知覧庁舎 福祉係 TEL 0993-83-2511

新規申込 必要書類確認票

① 基本書類 ※児童1人につき1枚

必要書類			確認
1号	1	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（兼保育所等利用申込書） ※ 利用希望施設に提出	
新3号・新2号	1	子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書	
	2	②保育が必要な理由を証明する書類 ※保護者1人につき1枚	
3号・2号	1	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（兼保育所等利用申込書）	
	2	家庭調査票	
	3	②保育が必要な理由を証明する書類 ※保護者1人につき1枚	

※ その他添付が必要な場合があります。確認してください。

② 保育の必要な理由を証明する書類 ※保護者全員

必要書類					父	母
1	就労 (※1) (※2)	雇用型	雇用主との親族関係無	・就労証明書		
2			雇用主との親族関係有	・就労証明書 (直近3か月の給与明細書等が必要)		
3		農業・自営業		・就労証明書＋保育所等の利用に関する確認書 (確定申告書の写し、開業届の写し、営業許可証の写し等の添付が必要)		
4		内職		・就労証明書＋保育所等の利用に関する確認書 (仕事を委託している事業主の証明又は確定申告書の写し等の添付が必要)		
5	育児休業 (※3)	育児休業制度有		・就労証明書の育児休業期間欄等に記入		
6		育児休業制度無		・継続申出書		
7	妊娠・出産			・母子健康手帳の写し(表紙・予定日のわかるページ)		
8	疾病・障害			・診断書(市の様式)		
9	介護・看護 (※2)			・診断書(市の様式) ・看護・介護・付き添いに係る申告書		
10	求職活動			・求職等申告書 (ハローワークの証明等が必要)		
11	就学 (※1)(※2)			・就学等(予定)証明書		

※1 就労予定・就学予定で申し込んだ場合は、予定日から1月以内に事実証明書を提出してください。

※2 就労、介護・看護、就学での申込は、月64時間以上でなければ認められません。

※3 育児休業中の新規申込みは受け付けられません。復職される月の入所申込を行ってください。

入所希望月 月 受付期間 月 日～ 月 日

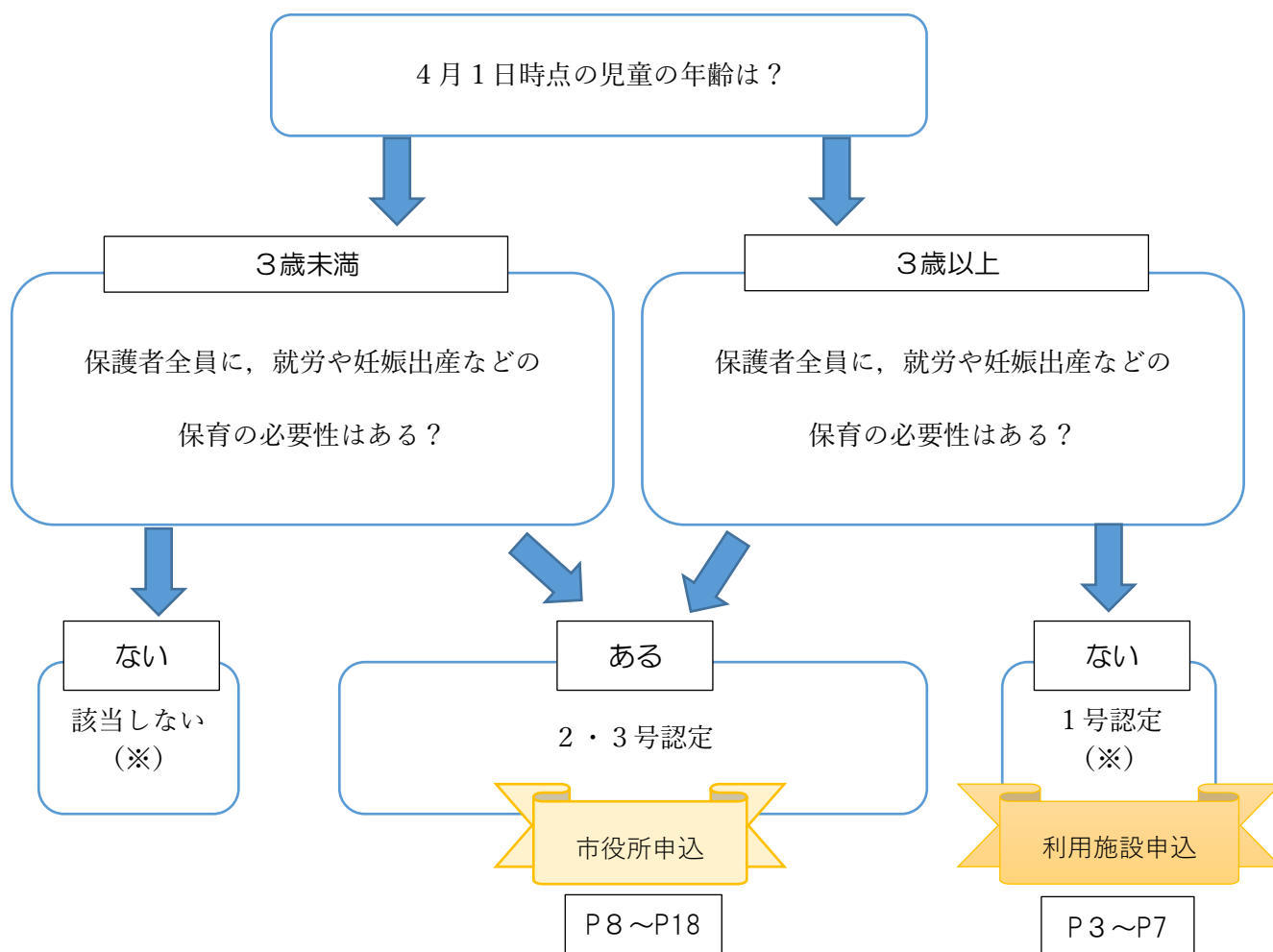
1 令和7年度南九州市保育所等の申込について

認可保育所・認定こども園等の利用を希望するときは、保護者・児童の住所地で手続きが必要です。
南九州市に在住の方は、この手引きの内容を十分に確認していただき、手続きを行ってください。

◎ 認定区分フローチャート

教育・保育給付認定の区分（1号認定・2号認定・3号認定）によって手続きの内容が異なります。

この教育・保育給付認定区分は、児童の年齢・保護者の保育の必要性（就労や妊娠・出産など、日中家で児童の保育ができない状態※）の有無により決定します。



(※) ただし、1号認定については、満3歳到達以降に申込が可能です。



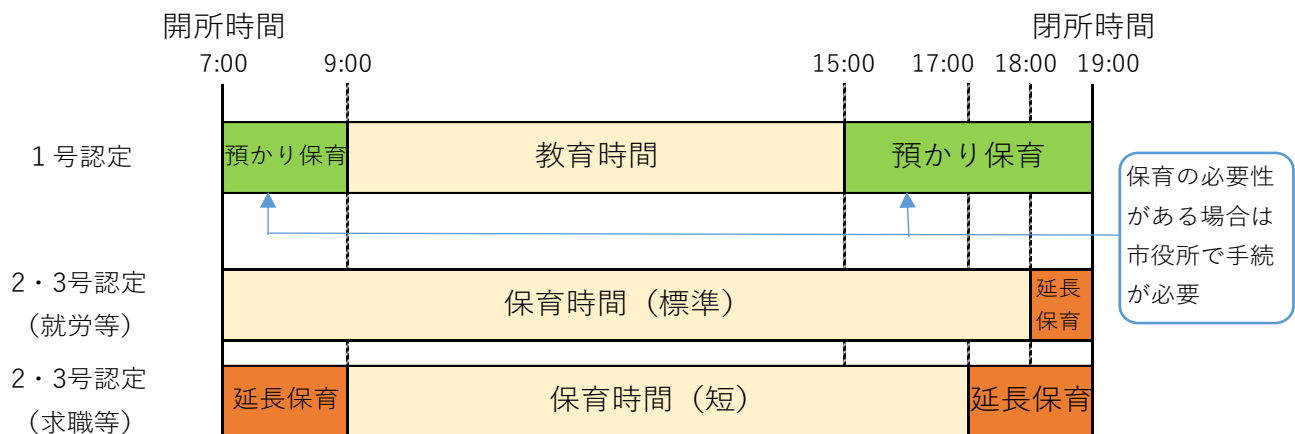
※保育の必要性…

就労や妊娠・出産などが該当します。
詳しくはP10を確認してください。

◎ 1号認定・2号認定・3号認定の給付認定区分

教育・保育給付認定区分（1号認定・2号認定・3号認定）によって利用できる施設や利用できる時間帯が変わります。

	3歳以上	3歳未満児
保育の 必要性なし	✿ 1号認定 利用先 → 認定こども園・幼稚園 申込先 → 利用施設	✿ 認定非該当 一時預かり事業が利用できます。 直接、利用施設にお問い合わせください。
保育の 必要性あり	✿ 2号認定 利用先 → 認定こども園・保育園 申込先 → 市役所 ※ 利用時間には標準時間と短時間があります。	✿ 3号認定 利用先 → 認定こども園・保育園 申込先 → 市役所 ※ 利用時間には標準時間と短時間があります。

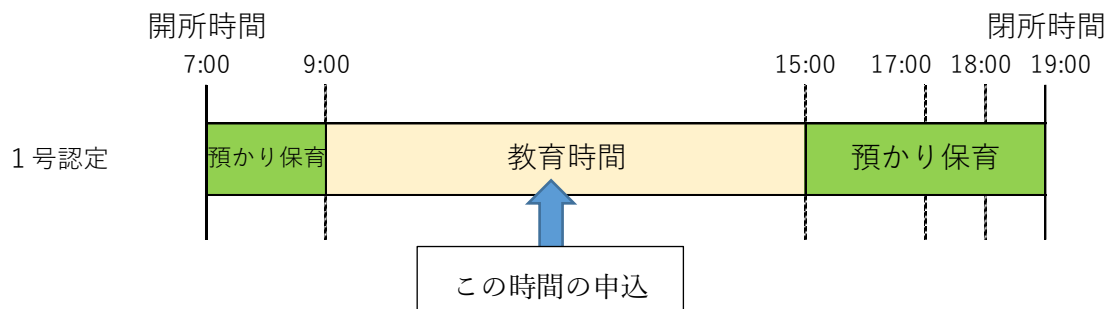


※ 開閉所時間や教育時間等は施設によって異なるため直接確認してください。
 ※ 南九州市内の認定こども園の一覧はP7で確認してください。

◎ 利用施設の種別

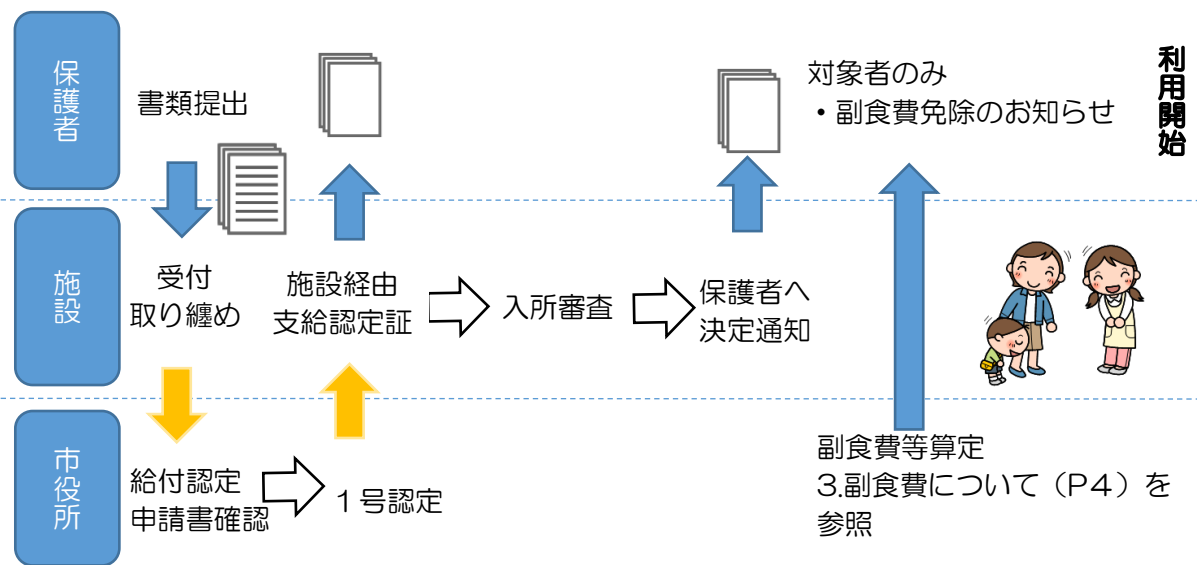
幼稚園 (3～5歳)	小学生以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行います。 ※ 南九州市外の幼稚園を利用希望で、施設が定めた利用料がある場合は、手続が必要になることがあります(P6を確認してください)。
保育園 (0～5歳)	就労等により、日中家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行います。
認定こども園 (0～5歳)	幼稚園と保育園の機能を併せもち、地域の子育て支援も行います。

2 1号認定の申込について



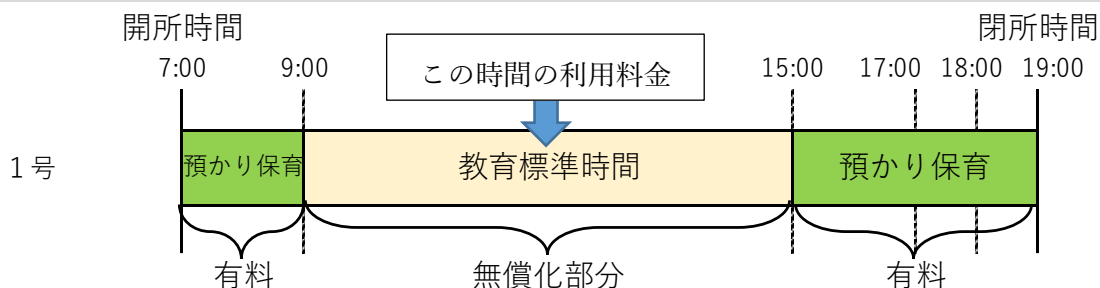
申込み先	認定こども園・幼稚園
対象者	満3歳以上の児童
受付期間	利用施設により異なるため、直接施設へ確認してください
入所決定	利用施設で入所決定後、支給認定証送付

◎ 申込から決定までの流れ



3 1号認定の利用料金について

◎ 教育時間の利用料金について



幼児教育・保育の無償化の対象となっており、利用料金はかかりません。ただし、利用料金以外の費用（絵本代など）は幼児教育・保育の無償化の対象外です。

（南九州市外の幼稚園を利用希望で、園が定めた利用料金がある場合は「預かり保育等の一部無償化に必要な手続（P6）」を確認してください。）

◎ 副食費（食事代）について

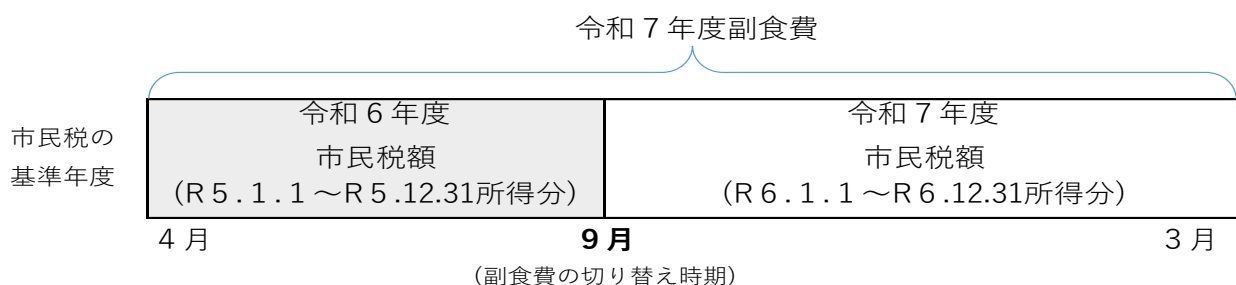
副食費とは、おかずやおやつ、ミルクなどの費用のことをいいます。

1号認定の方は、この副食費については実費負担になります。副食費の額は利用している施設によって異なります。

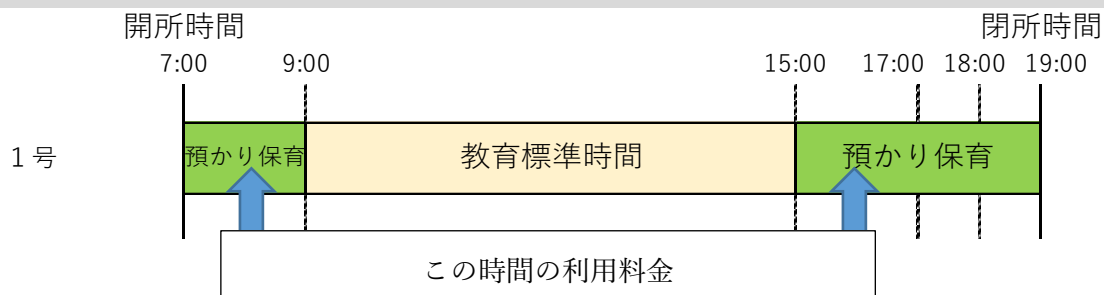
また、副食費については、世帯のこどもの数や世帯の所得状況等により、免除対象となる場合があります。免除対象者となる条件は下の表を参考にしてください。

		第1子	第2子	第3子 以降
世帯のこどもの数	第1階層（生活保護世帯）	免除対象		
	第2階層（年収 270 万円未満相当）			
	第3階層（年収 360 万円未満相当）			
3歳～小学3年生までのこどもの数	第4階層（年収 680 万円未満相当）	副食費あり		
	第5階層（年収 680 万円以上相当）			

副食費の免除については継続利用の場合、毎年9月に審査を行います。



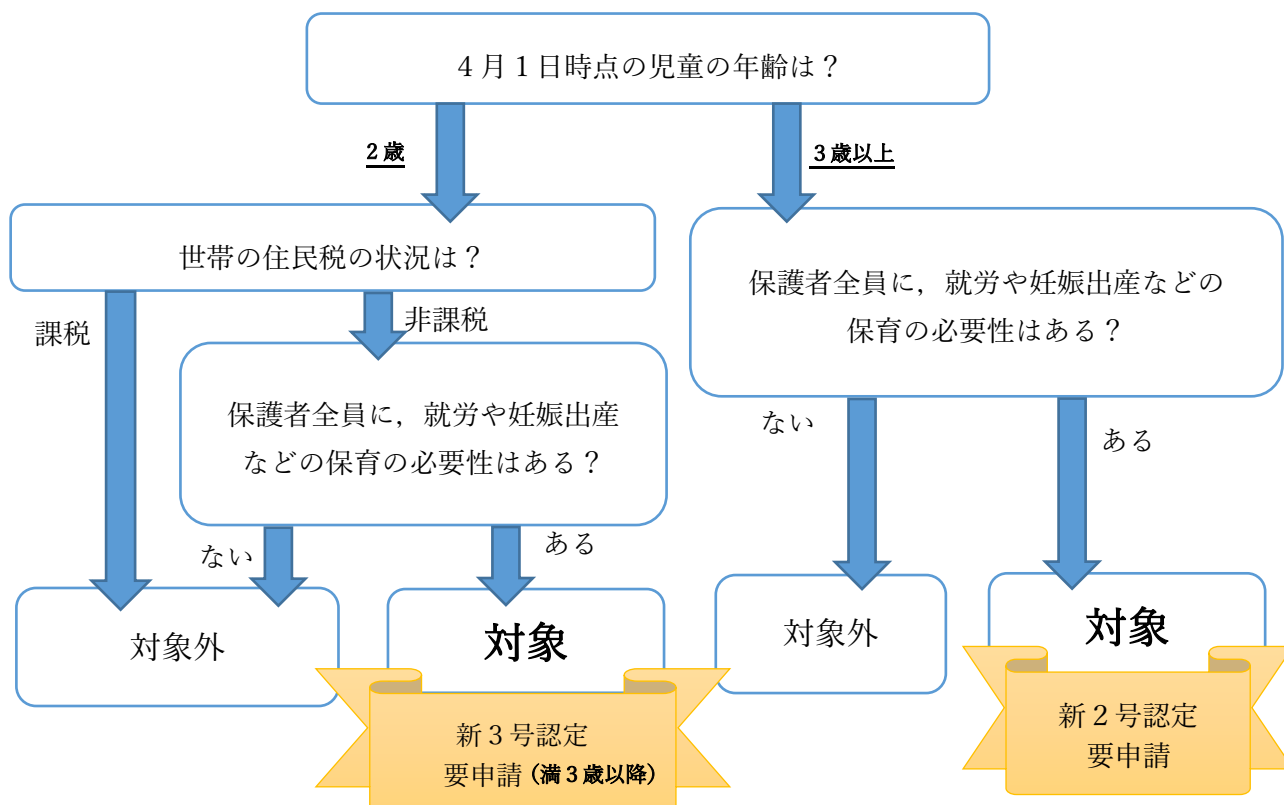
◎ 預かり保育の利用料金について



施設によっては、教育時間の前後の預かり保育を実施しています。預かり保育の利用料金については、施設に直接お問い合わせください。

また、この利用料金は保育の必要性（P10）や児童の年齢、世帯の所得状況によって一部幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります。対象となるか否かは、以下の手続確認フローチャートで確認してください。なお、対象となる方は市役所にて申請が必要です。

◎ 手続確認フローチャート



- ※ 対象になった方の手続方法はP6を確認してください。
- ※ 保育の必要性・提出書類については、P10を確認してください。



◎ 預かり保育等の一部無償化に必要な手続

預かり保育等の一部無償化を利用するには、教育・保育給付認定（1号認定・2号認定・3号認定）とは別に、施設等利用給付認定（いわゆる新1号認定・新2号認定・新3号認定）を受ける必要があります。

この新1号認定・新2号認定・新3号認定は、年齢や保護者の保育の必要性（就労、妊娠出産など）により決定します。

	4月1日時点で3歳以上	4月1日時点で2歳（適用は満3歳以降）
保育の 必要性 なし	✿新1号認定 利用先 → 幼稚園(★)※1 利用サービス → 幼稚園利用料 25,700円/月まで無償	✿認定非該当 
保育の 必要性 あり	✿新2号認定 利用先 → 幼稚園(★)※1 利用サービス → 幼稚園利用料 25,700円/月まで無償 預かり保育料 11,300円/月まで無償	✿新3号認定（住民税非課税世帯のみ） 利用先 → 幼稚園(★)※1 利用サービス → 幼稚園利用料 25,700円/月まで無償 預かり保育料 16,300円/月まで無償
	利用先 → 認定こども園（教育）※2 幼稚園 利用サービス → 保育所利用料無償 預かり保育料 11,300円/月まで無償	利用先 → 認定こども園（教育）※2 幼稚園 利用サービス → 保育所利用料無償 預かり保育料 16,300円/月まで無償

※1 幼稚園(★) 南九州市外の幼稚園を利用希望で、施設が定めた利用料がある場合に限りです。

※2 認定こども園（教育） 1号で認定こども園を利用していることをいいます。

◎ 提出書類（提出先は市役所）

	申請書類
新1号認定	① 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（第1号にチェック）
新2号認定	① 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（第2号にチェック） ② 保護者の保育の必要性を証明する書類
新3号認定	① 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（第3号にチェック） ② 保護者の保育の必要性を証明する書類

※ なお、令和7年度も継続して利用をする場合は現況届の提出が必要です。

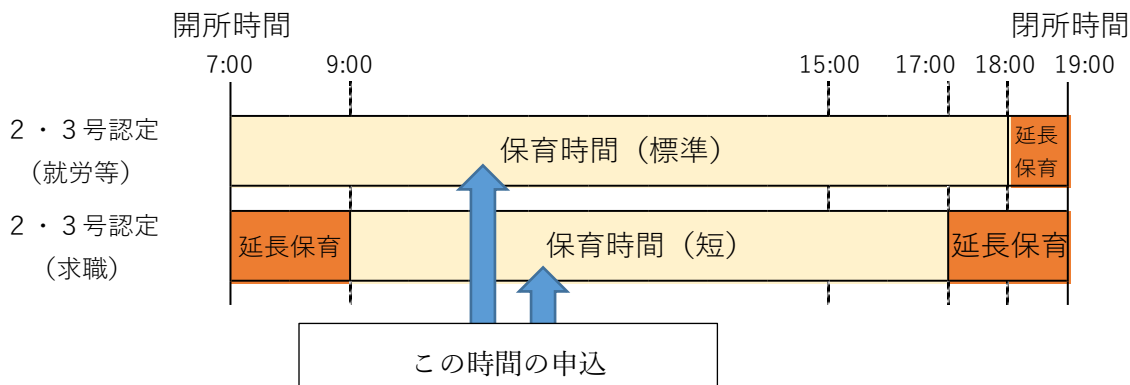
提出期間は令和6年11月11日（月）～令和6年12月6日（金）

4 南九州市内の認定こども園一覧

	認定こども園（住所）	1号対象年齢	教育標準時間	電話番号 (0993)
穎 娃	南九州勝縁こども園 (穎娃町郡11334-7)	満3歳～就学前	9:00～15:00	36-0102
	認定こども園穎娃保育園 (穎娃町郡1398)	満3歳～就学前	9:00～15:00	36-0139
	大川こども園 (穎娃町別府6597-3)	満3歳～就学前	9:00～13:00	27-4858
知 覧	ちらん平和こども園 (知覧町郡17756-4)	満3歳～就学前	9:00～15:00	83-4735
	ちらん中央こども園 (知覧町瀬世5383-7)	満3歳～就学前	9:00～15:00	84-0628
	知覧ふたばこども園 (知覧町永里4612-1)	満3歳～就学前	9:00～15:00	83-2228
川 辺	かつめこども園 (川辺町中山田1884-3)	満3歳～就学前	9:00～15:00	57-2525
	認定こども園川辺幼稚園 (川辺町両添1061-1)	満3歳～就学前	9:00～15:00	56-0450
	こばとこども園 (川辺町平山2533)	満3歳～就学前	9:00～15:00	56-4278
	おののもりこども園 (川辺町小野1110-1)	満3歳～就学前	9:00～15:00	56-1935
	こども園ほしのこ (川辺町永田1861)	満3歳～就学前	9:00～15:00	56-1316

※ 令和7年4月1日時点の情報です。
施設の位置図については、P18を確認してください。

5 2号・3号認定の申込について



書類配布開始	令和6年11月5日 (火)	
受付期間	一次募集 令和6年11月11日 (月) ~ 令和6年12月6日 (金) ※先着順ではありません。 ※受付期間後も申込を受付けておりますが、上記期間内に申し込まれた方が優先されます。	入所希望月の3か月前 ~ 前月5日までに提出(締切日) ※ (5日が土日祝の場合は、直前の平日) (例) 9月利用開始希望の場合 6月1日~8月5日の提出 ※先着順ではありません。 ※4月~6月入所については一次募集受付が優先されます。 原則、締切日を過ぎた場合、希望月の翌月利用開始希望として取り扱います。 (例) 9月利用開始希望8月15日提出の場合 10月利用開始希望として入所審査
入所開始希望月	令和7年4月~令和7年6月入所分	令和7年4月~令和8年3月
入所決定通知	令和7年2月下旬 (予定)	入所希望月の前月10日頃

- ※ 入所決定は、入所基準の点数(指数)順(市のHPに掲載)で、点数(指数)の高い児童から順に決定します。詳しくは「8 入所基準の点数(P14)」を確認してください。
- ※ 年度当初申込は希望施設以外の場合のみ市役所から連絡します。
- ※ 現在利用中の保育所等を令和7年度も継続利用をする場合は、**現況届の提出が必要です**。
現況届の提出期間 令和6年11月11日(月)~令和6年12月6日(金)

◎ 提出書類

児童1名につき1枚	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定(変更)申請書(兼保育所等利用申込書) (※ 継続利用の方は現況届)
	家庭調査票
保護者全員	保育を必要とする状態を確認できる書類等 → 保育を必要とする状態によって提出書類が異なります。P10で確認してください。
該当者のみ	その他の添付書類 ◎ 離婚前提の別居中の方 → 離婚調停中であることが分かる書類の写し等 ◎ 同居親族に障害者手帳等をもっている方がいるとき → 障害者手帳等の写し ◎ 親族と住民票が同一だが、住居等の実態が異なるとき → 別居生計分離証明書 など

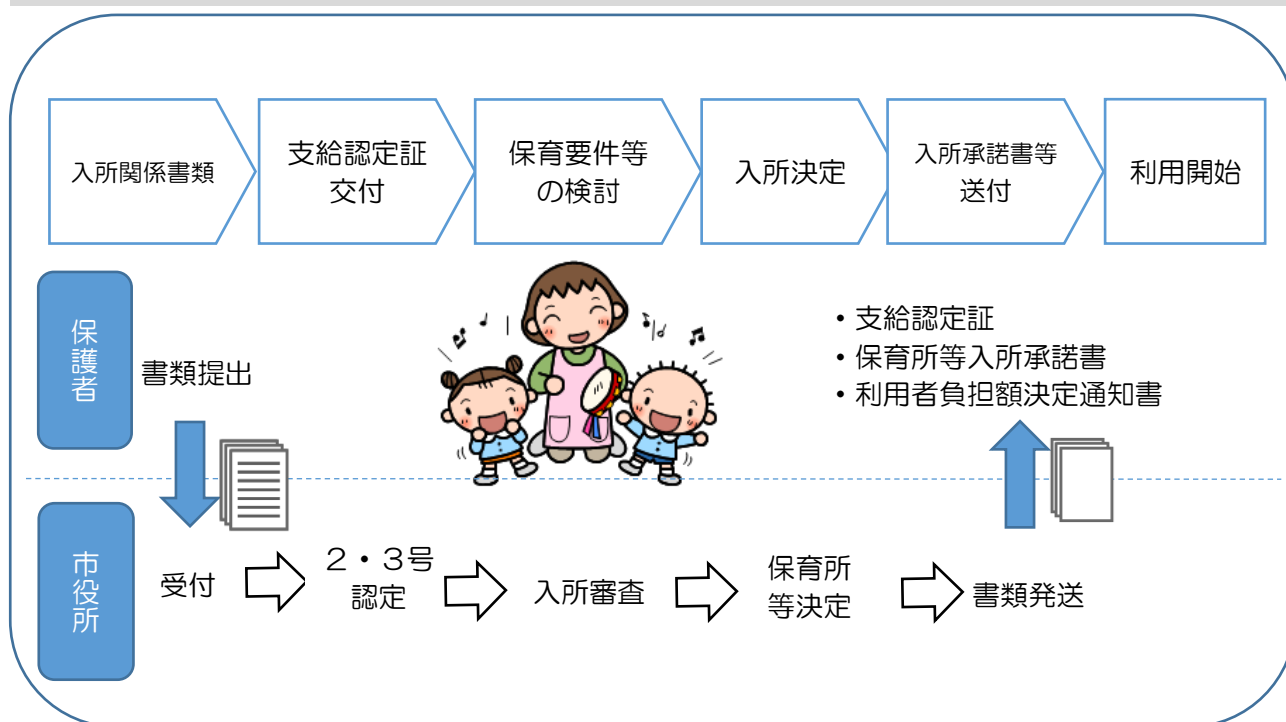
※ マイナンバーの記入箇所があります。

※ 提出書類には修正液・修正テープの使用はできません。

※ 提出には本人確認が必要です。マイナンバーカードや運転免許証などを持参してください。

※ 保護者氏名欄を手書きで書く場合は押印の必要はありません。

◎ 申込から決定までの流れ



◎ 保育の必要性について

2号・3号認定による保育を利用する場合、1号認定の方で新2号・新3号認定による預かり保育を利用する場合は、保護者全員に保育を必要とする理由が必要になります。

保育を必要とする状況	提出書類	備考
会社等に就労している	就労証明書（※1）	勤務先の証明が必要です。
新たに就労予定である	①就労証明書（※1）	勤務先の証明が必要です。 就労開始したら②へ
	②就労事実証明書	勤務先の証明が必要です。
育児休業等から復職予定	就労証明書（※1）	勤務先の証明が必要です。
農業・自営業	就労証明書（※1） 保育所等の利用に関する確認書	確定申告書の写し、開業届の写し、 営業許可証の写し等の添付が必要です。
内職	就労証明書（※1） 保育所等の利用に関する確認書	事業主の証明又は確定申告書の写し等の添付が必要です。
産前・産後期間	母子手帳の写し （表紙＋予定日記入ページ）	出産前の8週（多胎は14週）前の日が 属する月の初日から出産後の8週間 の日が属する月の月末まで認定。
病気・心身の障害がある	診断書（市の様式）	医師の診断・証明が必要です。 ※診断書は年に1回の提出が必要です。
介護・看護等を行っている	診断書（市の様式） 介護・看護に係る申告書（※2）	
求職・起業準備中である ※ 保育短時間	求職等申告書	自己申告又は公共職業安定所の証明が必要です（※3）。 なお、求職期間での保育認定は、求職開始日から90日を経過した日が属する月末までとなります。
就学・訓練校へ通っている	就学等証明書（※4） （通信教育は不可）	就学・訓練先の証明が必要です。
就学・訓練校へ通う 予定である	① 就学等（予定）証明書（※4）	就学・訓練先の証明が必要です。 就学・訓練が開始したら②へ
	② 在学証明書	就学・訓練先の証明が必要です。
虐待やDVのおそれ等		市役所へ相談してください。
その他	各種書類	
* 育児休業中である	就労証明書（※1）	職場の証明が必要です。
* 継続申出（※5）	保育所等利用継続申立書	出生児が1歳になる日の属する月末まで認定。

* 原則、新規申込は不可。継続利用の児童のみ保育を必要とする状況と認めます。

※1 就労は、月64時間以上の就労のことをいいます。雇用主と三親等以内の親族関係（父母・きょうだい等）のある場合は、提出時に給与明細（3月分）等が必要になります。また、農業・自営業の方は、保育所等の利用に関する確認書の提出が必要です。

※2 お子さんが療育センターを利用している保護者については、療育センターの付添を理由とする申込はできません。（療育センターは週に数回で、時間も短く保育を必要とする状況には該当しないため）月64時間以上の付添が必要です。

※3 公共職業安定所の証明がある申告書の方が自己申告よりも保育の必要性が高くなります。

※4 就学は、月64時間以上の就学のことをいいます。

※5 継続申出とは育児休業制度のない方（自営業・農業など）が現在通園している児童の環境の変化に留意するために育児休業のみなし期間として保育を必要とする理由にすることのできる制度です。入所継続申出の期間終了後に求職活動による継続利用は原則できません。

6 2号・3号認定の利用料金について

◎ 保育所等利用料の留意事項について

① 保育所等利用料（参考 P12 の表）

保育所等利用料は保護者の市民税の所得割額の合計額により市で決定します。なお、幼児教育・保育の無償化により、3歳児～5歳児クラスの利用料は無償化されています。

※ 世帯状況について

父母以外の扶養義務者（祖父母・保護者のきょうだいなど）と同居をしている場合、父母の合計収入を確認します。

- ◎ 父母合計で **141 万円以下**（ひとり親家庭の場合は **103 万円以下**）のとき
同居親族の扶養義務者の中で最多収入の方（1人）の市民税の所得割額で算定
- ◎ 父母合計で **141 万円を超えている**（ひとり親家庭の場合は **103 万を超えている**）とき
父母の市民税の所得割額で算定

② 保育所等利用料の切替え時期

4月～8月分は令和6年度の市民税額、9月～翌年3月分は令和7年度の市民税額の所得割額により利用料を決定します。なお、令和7年度の入所決定者の利用料は令和7年3月頃にお知らせします。

令和7年度保育所等利用料

市民税の 基準年度	令和7年度保育所等利用料	
	令和6年度 市民税額 (R5.1.1～R5.12.31所得分)	令和7年度 市民税額 (R6.1.1～R6.12.31所得分)
	4月	9月
	(保育所等利用料の切り替え時期)	
		3月

③ 納入方法

利用施設	納入先	納入方法	
保育園	南九州市	納付書払い	自宅に届いた納付書により、コンビニ、金融機関、キャッシュレス決済アプリ等で納めてください。納付期限は当月末までです。（土日祝の場合は、翌平日）
		口座振替	口座から毎月保育利用料を引き落とす方法です。口座振替を希望する場合、各金融機関において手続きを行ってください。 ・振替日 毎月23日（土日祝の場合は翌営業日） ・再振替 翌月5日（土日祝の場合は翌営業日）
認定こども園	利用施設	利用施設に確認してください。	

◎ 保育所等利用料

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）					
階層区分	定 義		2号認定 （3歳以上児）		3号認定 （3歳未満児）			
			保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間		
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		無償化対象					
第2階層	市民税が非課税の世帯							
第3階層A	市民税が均等割の額のみ世帯						12,500円	12,300円
第3階層B	市民税の所得割の額が右の区分に該当する世帯	24,300円未満					16,000円	15,700円
第3階層C		24,300円以上 48,600円未満					19,500円	19,200円
第4階層A		48,600円以上 64,700円未満					22,200円	21,800円
第4階層B		64,700円以上 80,800円未満					24,700円	24,300円
第4階層C		80,800円以上 97,000円未満					27,000円	26,500円
第5階層A		97,000円以上 121,000円未満					30,200円	29,700円
第5階層B		121,000円以上 145,000円未満					33,000円	32,400円
第5階層C		145,000円以上 169,000円未満					35,600円	35,000円
第6階層A		169,000円以上 213,000円未満					39,200円	38,500円
第6階層B		213,000円以上 257,000円未満					42,600円	41,900円
第6階層C		257,000円以上 301,000円未満					45,800円	45,000円
第7階層A		301,000円以上 333,000円未満					49,300円	48,500円
第7階層B		333,000円以上 365,000円未満					52,800円	51,900円
第7階層C		365,000円以上 397,000円未満					56,000円	55,000円
第8階層		397,000円以上					67,600円	66,500円

※児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合、上記の表の規定にかかわらず下表に掲げる負担額とします。

- 「ひとり親世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯
- 「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）が属する世帯
 - 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当受給者、国民年金の障害基礎年金等の受給者
- その他…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額） ※下表には軽減後の額を記載しています。			
	2号認定（3歳以上児）		3号認定（3歳未満児）	
階層区分	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2階層	無償化対象			
第3階層A				
第3階層B				
第3階層C				
第4階層A				
第4階層B (市民税の所得割の額が77,100円以下)				

◎ 副食費（食事代）について （※3歳児以上）

副食費とは、おかずやおやつ、ミルクなどの費用のことをいいます。

2号認定の方は、この副食費については実費で負担していただくことになります。副食費は利用している施設によって異なります。

また、世帯のこどもの数や世帯の所得状況等により、免除対象になる場合があります。免除対象者となる条件は下の表を参考にしてください。

		第1子	第2子	第3子以降
世帯のこどもの数	第1階層（生活保護世帯）	免除対象		
	第2階層（年収260万円未満相当）			
	第3階層（年収330万円未満相当）			
0歳～小学校就学前までのこどもの数	第4階層（年収360万円未満相当）	副食費あり		
	（年収470万円未満相当）			
	第5階層（年収640万円未満相当）			
	第6階層（年収930万円未満相当）			
	第7階層（年収1,130万円未満相当）			
	第8階層（年収1,130万円以上相当）			

副食費の免除については保育利用料の切り替えにあわせて、毎年9月に審査を行います。

令和7年度副食費

市民税の 基準年度	令和6年度 市民税額 (R5.1.1～R5.12.31所得分)	令和7年度 市民税額 (R6.1.1～R6.12.31所得分)
	4月	3月

9月
(副食費の切り替え時期)



7 入所手続以外に必要な手続について

入所決定後も、家庭の状況に変化があった場合などは手続が必要となります。

【世帯構成員に変更があった場合】

- ・離婚、再婚した
- ・祖父母と同居した
- ・妹や弟が産まれた
- ・世帯員が障害者手帳を取得した

など

【保育の必要性に変更があった場合】

- ・転職・退職した
- ・雇用期限が変更になった
- ・産前産後休暇、育児休暇を取得した
- ・病気等で休むことになった
- ・介護・看護を行うようになった
- ・学校に通うことになった

など

【今後保育が必要になる場合】

- ・就労予定である
- ・職場復帰予定

など

【保育の必要性がなくなった場合】

- ・家庭保育をすることにした
- ・仕事を辞めて求職活動の予定がない

など

※ 上記のような変更があった場合や他に相談したい内容等がありましたら、お近くの市役所窓口までお問い合わせください。

8 入所基準の点数

利用施設等の入所の可否については、次の手順に従い、入所審査会で判断します。

- ①提供された書類等の内容に基づき、「家庭で保育できない状況」を点数化（指数）
- ②家庭状況（ひとり親家庭等）により追加される加減を点数化（調整指数）
- ③両親の指数（①）家庭状況の調整指数（②）を合算
- ④指数の高い方から順に入所決定

指数は市の HP で公開しています。



* 入所指数

9 保育所等の適正利用について

2・3号認定で保育所等の入所を希望される保護者の方にはお願いです。

保育所等は、ご家庭での保育が難しいお子様を保護者に代わって保育する施設です。
認定された保育要件以外の事由で利用することは、原則できません。お休みの日など、ご家族と一緒に過ごせるときは、家庭保育で、お子様との時間を大切にしましょう。

ただし、保護者の方の通院などで、保育所等を利用されることを妨げるものではありませんので、このようなときは、園へのご相談をお願いします。

* 保育所等の適正利用について



保護者の皆様に、適正利用にご協力いただくことは、より安心して安全な保育環境の形成につながります。個々のご家庭によって様々な事情があることは承知しておりますが、改めて、ご協力をよろしくお願いいたします。

10 よくある質問

質問	回答
年度途中で3歳になったら手続きが必要ですか？ また、保育料は変わりますか？	3歳到達の際には、3号認定から2号認定へと自動更新されますので、手続きは必要ありません。 保育所等利用料については、入所した年度の4月1日の年齢で算定されるため、年齢が変わったことにより、保育利用料が変更になることはありません。
住民票が祖父母と同じです。保育利用料はどうなりますか？ (P11を確認してください)	保育利用料は保護者（父母）の市民税額によって決定します。（4～8月は前年度、9～3月は当年度分） ただし、保護者の収入が父母合計で141万円以下（ひとり親家庭の場合は103万円以下）の場合、同居親族の扶養義務者（祖父母、保護者のきょうだいなど）の中で、最多収入の方の市民税額で算定されます。
求職で入所申込みをしました。求職期間は申込日から3ヶ月間ということですか？	求職期間は入所希望日から90日を経過する日が属する月の末日までとしています。それまでの間に就労先が決まった方はすみやかに保育事由の変更手続きをしてください。手続きを行うまでは保育時間は短時間となりますので留意してください。 なお、求職期間終了前に就労証明書等の提出がない場合、退所となります。
就労予定で入所申込みをしました。入所した後は何か手続きが必要ですか？	就労予定の場合は内定期間として、暫定で1か月の認定期間をとっています。入所後1か月以内に「就労事実証明書」の提出が必要です。就労事実証明書の提出後、就労期間に合わせた認定証が交付されます。
現在、期限付きで就労しており、来年度も更新し就労する予定です。しかしながら職場の方が申込み時点で証明は出せず、年度末でしか出せないとのことですが、就労予定で申請できますか？	現在の就労状況の就労証明書を提出してください。その備考欄に「更新予定あり」の表示があれば、就労予定として取り扱います。（この場合、期限更新された就労証明書を改めて提出できるようになり次第速やかに提出してください。） 「更新予定あり」の表示がない場合、求職等、他の事由での申込みをご検討ください。
継続入所を希望しています。保育料を滞納していたらどうなりますか？	すみやかに市役所窓口で相談してください。
転園したいです。	転出・転入などの引っ越し以外での年度途中の転園は原則受け付けておりません。（ただし、緊急を要する場合を除く） 転園を希望の際には年度当初の申込の際に改めて申込みをしてください。

質問	回答
現在育児休業中ですが、入所申込は可能ですか？	育児休業の対象となっている児童は、職場復帰をする月以後の入所に関する申込のみ可能です。復帰以前の育児休業期間中に入所させることはできかねますので、注意してください。 例) 7月5日職場復帰の場合 6月入所を希望する申込・・・不可 7月入所を希望する申込・・・可
ならし保育はありますか？いつから利用できますか？	本市では、月初入所が原則となっておりますので、月途中の仕事復帰・開始の場合、その月の1日から、ならし期間として保育所等を利用することができます。 ただし、初日から仕事復帰等される場合は、上記の原則のため、ならし期間がありませんので、入所前にならし保育を希望する場合は、保育所等に直接相談の上、一時預かり等を利用してください。
転出する予定です。そのときの申込はどうしたらいいですか？	転出後にどこの施設を利用したいかにより手続きが異なります。 ◎転出後は転出先の施設に入所したい場合 (現住所：南九州市 利用希望施設：転出先) →申込日時点の住所地(南九州市)での申込になります。 転出予定が確認できる書類を添えて、南九州市に申込用紙一式を提出してください。南九州市と転出先の市区町村との協議により、利用の可否を決定します。 ◎転出後も現在入所中の施設を継続利用したい場合 (現住所：南九州市 利用希望施設：南九州市) 継続利用の対象かどうかを確認する必要がありますので、早めに相談してください。
転入する予定です。申込はどうしたらいいですか？	はじめに、現住所地での申込をしてください。なお、転入後は南九州市でも手続きが必要です。
住所は南九州市ですが、他市の施設を利用したいです。どうしたらいいですか？	南九州市に申込を行ってください。ただし、広域利用については、一定の要件を満たす必要があります。 【広域利用要件】 施設が就労先の近くにある、通勤途中にある、里帰り出産 など
現在入所申込中ですが、辞退したいです。	提出する書類がありますので、早めに市役所窓口まで相談してください。
退所したいです。	退所をされる場合は、退所の5日前までに市役所窓口にて退所届を提出していただく必要があります。基本的には月末での退所となりますが、月途中退所の場合は利用日数分の保育所等利用料が発生しますので注意してください。

11 南九州市内の認可保育所等一覧

地区	保 育 所 等 名 (住 所)	施設の種類	保育標準時間 (開所時間)	保育短時間	電話番号 (0993)
顓娃	認定こども園顓娃保育園 (顓娃町郡1398)	保 育 所 型 認定こども園	7:00~18:00 (7:00~19:00)	8:30~16:30	36-0139
	栗ヶ窪保育園 (顓娃町牧之内9453-4)	保 育 所	7:00~18:00 (7:00~18:30)	8:30~16:30	36-0276
	御領保育園 (顓娃町御領3450-2)	保 育 所	7:00~18:00 (7:00~19:00)	8:00~16:00	36-0595
	光栄保育園 (顓娃町別府3684-3)	保 育 所	7:00~18:00 (7:00~19:00)	9:00~17:00	38-1904
	ちどり保育園 (顓娃町別府4902)	保 育 所	7:00~18:00 (7:00~19:00)	9:00~17:00	38-0189
	大川こども園 (顓娃町別府6597-3)	幼保連携型 認定こども園	7:00~18:00 (7:00~19:00)	9:00~17:00	27-4858
	青戸保育園 (顓娃町上別府4567)	保 育 所	7:00~18:00 (7:00~19:00)	9:00~17:00	39-0236
	南九州勝縁こども園 (顓娃町郡11334-7)	幼保連携型 認定こども園	7:00~18:00 (7:00~19:00)	8:30~16:30	36-0102
知覧	知覧ふたばこども園 (知覧町永里4612-1)	幼保連携型 認定こども園	7:00~18:00 (7:00~19:00)	8:30~16:30	83-2228
	ちらん中央こども園 (知覧町瀬世5383-7)	幼保連携型 認定こども園	7:00~18:00 (7:00~19:00)	9:00~17:00	84-0628
	明光保育園 (知覧町東別府20782-2)	保 育 所	7:00~18:00 (7:00~19:00)	8:00~16:00	85-3292
	大徳寺保育園 (知覧町南別府27093)	保 育 所	7:00~18:00 (7:00~18:30)	8:00~16:00	59-3161
	ちらん平和こども園 (知覧町郡17756-4)	幼保連携型 認定こども園	7:00~18:00 (7:00~19:00)	8:00~16:00	83-4735
川辺	緑が丘保育園 (川辺町平山2522)	保 育 所	7:00~18:00 (7:00~19:00)	8:00~16:00	56-1505
	おののもりこども園 (川辺町小野1110-1)	幼保連携型 認定こども園	7:00~19:00 (7:00~19:00)	8:30~16:30	56-1935
	こども園ほしのこ (川辺町永田1861)	幼保連携型 認定こども園	7:00~18:00 (7:00~19:00)	8:30~16:30	56-1316
	かつめこども園 (川辺町中山田1884-3)	幼保連携型 認定こども園	7:00~18:00 (7:00~19:00)	9:00~17:00	57-2525
	認定こども園川辺幼稚園 (川辺町両添1061-1)	幼保連携型 認定こども園	7:00~18:00 (7:00~19:00)	9:00~17:00	56-0450
	こばとこども園 (川辺町平山2533)	幼保連携型 認定こども園	7:00~18:00 (7:00~19:00)	8:00~16:00	56-4278

※ 令和7年4月1日時点の情報です。

南九州市管内図

管内私立保育所(園)・認定こども園等 位置図

